

## 産業廃棄物処分量許可証

住 所 山形県新庄市若葉町5番5号

氏 名 株式会社マルカ  
代表取締役 柿崎 力治朗

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田市長 穂 積



許 可 の 年 月 日 平成24年 6 月 6 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成29年 6 月 5 日

1. 事業の範囲  
(裏面別表1のとおり)

2. 事業の用に供するすべての施設  
(裏面別表2のとおり)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況  
更新許可年月日：平成24年 6 月 6 日

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ (無)

(別表 1)

種類	施設の区分	中間処理	
		取扱	造粒固化 特記事項
燃え殻		×	
汚泥		○	無機性に限る。
廃油		×	
廃酸		×	
廃アルカリ		×	
廃プラスチック類		×	
紙くず		×	
木くず		×	
繊維くず		×	
動植物性残さ		×	
動植物系固形不要物		×	
ゴムくず		×	
金属くず		×	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず※		×	
鋳さい		×	
がれき類		×	
動物のふん尿		×	
動物の死体		×	
ばいじん		×	
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物		×	
自動車等破砕物		×	
石綿含有産業廃棄物		×	
以上取り扱う産業廃棄物は特別管理産業廃棄物であるものを除く。			

〔備考〕・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。  
 ・※コンクリートくずにあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。

(別表 2)

施設の種類	設置場所	設置年月日	能力 (処理能力又は埋立面積・埋立容量等)	許可年月日 (又は設置届出年月日)	許可番号	備考
中間処理 (造粒固化)	秋田県大仙市北野目字白山堂596 番2	平成14年 9月 2日	115. 2m <sup>3</sup> /日, 14. 4m <sup>3</sup> /時 8時間/日	許可対象外	—	移動式 ※

※ 移動式施設の使用は、発生事業所内に限る。